

7月は国民健康保険税の納税月です

納税通知書は、7月中旬ごろに発送予定です。

国保に加入している方の世帯の世帯主宛に送ります。

(世帯主が他の保険に加入している場合でも、世帯主宛にお送りします。)

平成20年度から国保税のここが変わります

①国保税が年金から天引きされる方がいます。

それは、次の条件に全部当てはまる方です。

(1)世帯主が国保の加入者である。

(2)世帯の国保加入者は全員65～74歳である。

(3)世帯主の年金が年額18万円以上ある。

(4)世帯主の年金の年間手取額が、介護保険料と国保税を天引きされても、1/2を超える額がある。

上記の方は、平成20年10月より国保税が年金より天引きされます。

※国保税が天引きになる方でも今まで国保税を滞納したことがない方は、申し出により口座振替に変更することができます。7月31日までに申し出ますと、審査の後、10月の年金天引きは中止いたします。なお、7月31日以降でも申し出は受け付けていますので、12月以降の年金から、天引き中止の手続きを順次行います。

■申し出先 税務課、各地域センター総合窓口課、各出張所

②保険税の決まり方が変わりました。

国保の保険税は、これまでは「医療保険分」と「介護保険分(40～64歳の方)」を合わせた額でしたが、これに「後期高齢者支援金分」が新しく加わりました。

「後期高齢者支援金分」は、これまでの「医療保険分」の一部が後期高齢者医療制度の財源として明確化されたものです。

③税率が変わりました。

後期高齢者医療制度の新設に伴い、国保税の税率も下記のように変わります。

		平成19年度	平成20年度
医療保険分	所得割	9.20%	6.10%
	資産割	28.00%	25.00%
	均等割	26,500円	21,000円
	平等割	30,300円	18,000円
	課税限度額	560,000円	470,000円
後期高齢者支援金分	所得割		2.60%
	資産割		12.00%
	均等割		8,500円
	平等割		7,000円
	課税限度額		120,000円
介護保険分	所得割	2.00%	2.00%
	資産割	4.50%	4.50%
	均等割	9,300円	9,300円
	平等割	5,400円	5,400円
	課税限度額	90,000円	90,000円

■問い合わせ先 仙北市税務課 TEL(43)1117